自治基本条例 特集号

広報しんじゅく

「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

平成22年(2010年) 11・25

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ HP http://www.city.shinjuku.lg.jp/
携帯電話版 HP http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/
携帯電話用二次元コード

発行 新宿区
編集 企画政策課
☎(5273)3502

平成23年4月1日施行

新宿区の自治の基本ルールを定める 新宿区自治基本条例が制定されました

～みんなでつくろう！新宿区の未来(あした)～

検討連絡会議の構成

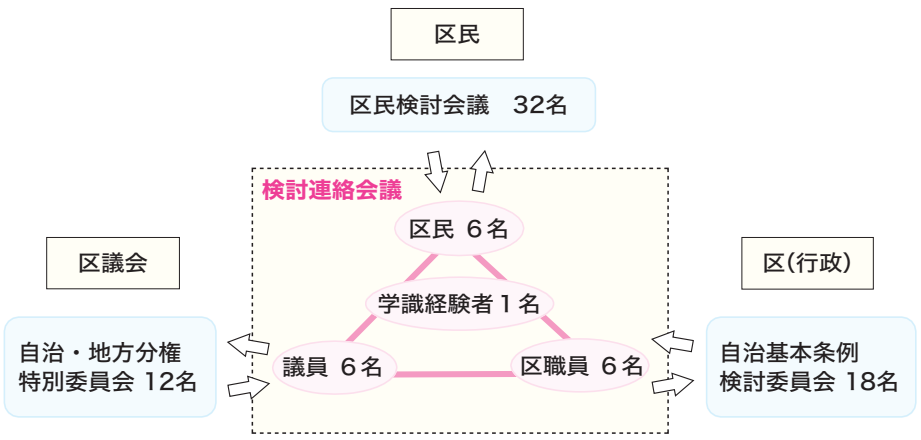

検討連絡会議（辻山幸宣座長）から条例素案を区長・区議会議長に提出

自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、誰がどのような役割を担いたいのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

平成19年2月に新宿区民会議の提言書などを踏まえて検討された基本構想審議会答申には、（仮称）自治基本条例制定の必要性が盛り込まれました。

区では、このことを受けて平成19年12月に策定された基本構想・総合計画に掲げる「自治の基本理念、基本原則の確立」に向けて「足かけ4年にわたって、新宿区自治基本条例の制定に取り組んできました。

区民・議会・区（行政）の三者で構成される新宿区自治基本条例検討連絡会議（以下「検討連絡会議」という。左上図）から提出された条例素案をもとに、区が条例案を作成し、平成22年第3回区議会定例会で可決制定されました。

自治基本条例の制定にあたっては、区民・区議会・区(行政)の3者の代表である18名の委員と学識経験者1名の計19名で構成される検討連絡会議を平成19年11月に設置し、条例制定に向けて40回に及ぶ会議を開催し、議論を重ねてきました。

また、広く区民の皆さんの意見を聞くために、区民アンケートや区民討議会、地域懇談会、パブリック・コメント（意見公募）等を経て、検討連絡会議が新宿区自治基本条例素案に取りまとめ、平成22年8月26日、区長及び区議会議長に提出されました。

今号では自治基本条例の各条文の説明とともに、これまで条例制定のために検討してきた新宿区自治基本条例区民検討会議（以下「区民検討会議」という。4面参照）の取り組みをはじめ、条例制定に至るまでのこれまでの検討経過などについて紹介します。

自治基本条例地域報告会にご参加ください

この条例を区民の皆さんにご理解いただくために、11月17日から地域報告会を開催しています。今後の開催の日程は下記のとおりです。どなたでも自由にご参加いただけます。当日直接、会場へおいでください。

日時	会場
12月9日㈭午後6時30分～8時	戸塚地域センター(高田馬場2－18－1)
12月10日㈮午後3時30分～5時	大久保地域センター(大久保2－12－7)
12月11日㈯午後2時～3時30分	落合第一地域センター(下落合4－6－7)
12月15日㈬午後6時30分～8時	榎町地域センター(早稲田町85)
12月16日㈭午後6時30分～8時	落合第二地域センター(中落合4－17－13)
12月17日㈮午後6時30分～8時	四谷地域センター(内藤町87)
12月18日㈯午後4時～5時30分	柏木地域センター(北新宿2－3－7)

新宿区自治基本条例（平成22年新宿区条例第43号）

ここでは、新宿区自治基本条例の全文を紹介し、各条文について説明します。

自治基本条例は、前文と11章・全25条で構成されており、自治の基本理念や区民の権利と責務、区議会・区長等の責務、区政運営の原則などに関する新宿区の自治の基本ルールを定めています。

目次

前文
第1章　総則（第1条―第4条）
第2章　区民（第5条・第6条）
第3章　議会等（第7条―第9条）
第4章　区長等（第10条―第13条）
第5章　区政運営の原則（第14条）
第6章　情報公開及び個人情報保護（第15条・第16条）
第7章　住民投票（第17条―第20条）
第8章　地域自治（第21条）
第9章　子どもの権利等（第22条）
第10章　国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等（第23条・第24条）
第11章　条例の見直し等（第25条）
附則

前文

私たちに繋(つな)がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の3区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌(ぼう)を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓(ひら)く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

【説明】

前文は、区の歴史や条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定にあたっての区の決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。